

保健だより特別号

高林中学校
養護教諭 石戸凌子
R5.11.1

～感染症罹患時の流れと出席停止期間ついて～

保健だより11月号では、各予防接種(ワクチン)の御紹介をさせていただきました。こちらの特別号では、感染症に実際に罹患した際の流れと出席停止期間についてまとめております。これからの季節、様々な感染症の流行が懸念されます。罹らないことが一番ですが、罹ったときの不安を最小限にするためにも、ぜひ御一読ください。

	新型コロナウイルス	インフルエンザ	その他の感染症
罹患時の学校への連絡	必要	必要	必要
出席停止期間	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。	下記参照
学校への提出書類 【書類名】	なし	あり 【インフルエンザ受診報告書】 ※受診した医療機関が発行。保護者が記入する。	あり 【学校感染症による出席停止通知書兼報告書】 ※学校 HP より保護者が印刷し、医師に記入してもらう。

・その他の感染症 出席停止期間

学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

具体的な出席停止期間の数え方

インフルエンザ

出席停止期間：発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。

- ・発症日(医療機関の受診日ではなく、症状が始まった日)を 0 日目とし、最短でも、「発症後 5 日を経過」するまでは出席停止となります。
- ・解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

	症状	発症日 0 日目	発症日 1 日目	発症日 2 日目	発症日 3 日目	発症日 4 日目	発症日 5 日目	発症日 6 日目	発症日 7 日目	発症日 8 日目	発症日 9 日目
例1	発症後 1 日目 に解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 4 日目	登校可			
例2	発症後 2 日目 に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登校可			
例3	発症後 3 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可			
例4	発症後 4 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可		
例5	発症後 5 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可	

新型コロナウイルス

出席停止期間：発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。

- ・発症日(医療機関の受診日ではなく、症状が始まった日)を 0 日目とし、最短でも、「発症後 5 日を経過」するまでは出席停止となります。
- ・症状の軽快とは解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

	症状	発症日 0 日目	発症日 1 日目	発症日 2 日目	発症日 3 日目	発症日 4 日目	発症日 5 日目	発症日 6 日目	発症日 7 日目	発症日 8 日目
例1	発症後 1 日目 に解熱・軽快	発熱	解熱 軽快	軽快後 1 日目	軽快後 2 日目	軽快後 3 日目	軽快後 4 日目	登校可		
例2	発症後 2 日目 に解熱・軽快	発熱	発熱	解熱 軽快	軽快後 1 日目	軽快後 2 日目	軽快後 3 日目	登校可		
例3	発症後 3 日目 に解熱・軽快	発熱	発熱	発熱	解熱 軽快	軽快後 1 日目	軽快後 2 日目	登校可		
例4	発症後 4 日目 に解熱・軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 軽快	軽快後 1 日目	登校可		
例5	発症後 5 日目 に解熱・軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 軽快	軽快後 1 日目	登校可	
例6	発症後 5 日目 に解熱、6 日目 軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	軽快	軽快後 1 日目	登校可

